

郵政民営化法の規定に基づく 子会社保有の認可申請について

2023(令和5)年3月
総務省郵政行政部

認可申請の概要

2023(令和5)年2月16日に、かんぽ生命保険から認可申請のあった事項

○ 投資子会社の保有

【郵政民営化法の規定に基づく審査事項】

1. 他の生命保険会社との適正な競争関係を阻害するおそれがないこと
2. 利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないこと

(考慮事項)

1. 日本郵政株式会社が保有する郵便保険会社の議決権がその総株主の議決権に占める割合その他他の生命保険会社との間の競争関係に影響を及ぼす事情
2. 郵便保険会社の経営状況

各審査事項の論点例

1. 他の生命保険会社との適正な競争関係を阻害するおそれがないこと

論点例

- (1) かんぽ生命保険の株式処分に係る状況
- (2) グループ内での不当な相互補助により役務を有利な条件で提供するおそれがないか
- (3) 郵便局ネットワークの利用及びその方法について、競争上の地位を不当に有利にする要因がないか
- (4) その他適正な競争関係を阻害するおそれがないか

2. 利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないこと

論点例

- (1) 収支について、合理的な見込みをたてており、その上で、経営の健全性を確保した収支見込みとなっているか
- (2) 利用者への役務の適切な提供を可能とする態勢が確保されているか
- (3) ユニバーサルサービスをはじめとする郵便局におけるサービスの提供の確保が阻害されるおそれがないか
- (4) その他利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないか

(参考) 郵政民営化法の規定

(子会社保有の制限)

第百三十九条 郵便保険会社は、子会社対象会社を子会社(保険業法第二条第十二項に規定する子会社をいう。以下この節において同じ。)としようとするとき(同法第百六条第一項第十六号に掲げる会社(同条第四項に規定する内閣府令で定める会社を除く。))にあつては、郵便保険会社又はその子会社が、合算してその基準議決権数(同法第一百七条第一項に規定する基準議決権数をいう。次項及び第四項において同じ。)を超える議決権を取得し、又は保有しようとするとき)は、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならない。

2～4 (略)

5 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項(第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。)、第二項後段又は前項の認可の申請があつた場合において、次に掲げる事情を考慮し、郵便保険会社と他の生命保険会社との適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、当該認可をしなければならない。

- 一 日本郵政株式会社が保有する郵便保険会社の議決権がその総株主の議決権に占める割合その他他の生命保険会社との間の競争関係に影響を及ぼす事情
- 二 郵便保険会社の経営状況